

# 名家連ニュース

令和2年1月5日(日)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀田 明  
TEL/FAX(052)846-5576 NO.678号

## ◆◆ 令和元年12月 家族ピア相談事業集計報告 ◆◆

◀相談件数▶

	4月~11月	12月	合計
電話相談	1,646	109	1,755
面会相談	954	81	1,035
合計	2,600	190	2,790

◀相談人数▶

	4月~11月	12月	合計
電話相談	398	28	426
面会相談	175	17	192
合計	568	45	618

◀支援内容▶

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
年金受給者	4	2	3	1	2	2	3	2	3	22
手帳受給者	0	1	0	0	1	1	1	2	2	8
家族会入会	1	1	0	1	0	2	2	4	4	15



◀相談内容▶

相談項目 相談形態	家族会について	相談 制度利用に関する	医療に関する相談	応相談 病気や障害への対	相談 家族関係に関する	生活に関する相談	就労に関する相談	社会参加等に関する相談	その他	合計
電話相談	2	16	19	23	10	23	3	4	9	109
面会相談	8	14	12	12	10	12	4	3	6	81
合計	10	30	31	35	20	35	7	7	15	190

◀相談者続柄▶ その他5名の内訳：3名/支援者(年金相談2名、手帳相談1名)、2名/当事者

続柄	祖父母	父親	母親	夫	妻	兄弟	子供	その他	合計
人数	1	10	17	2	0	6	4	5	45

### ◆家族相談室便り◆ 今年も沢山の家族と出会い、笑顔に巡り合えますように!!

昨年も面会相談者が多く、相談支援の結果「年金の決定通知書(本来請求/事後重症/額改定請求/遡及請求)や更新のハガキが届いた」「手帳2級となり医療費が無料になった」「訪問看護やホームヘルパー(訪問型支援)、デイケアや地域活動支援事業(Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型)など医療や福祉サービスに繋がった」…等の連絡が届く度にピアの「絆」「力」も捨てたものではないと実感!!

今年も孤立・困窮している家族の出会いを大切に「本来受給できる年金や手帳」「医療や福祉サービス」「家族会や支援者」に繋げて、沢山の家族の「笑顔」に巡り合いたいと思います。



# 精神障害者の地域生活実現に向けモデル事業実施 12月20日 厚生労働省来年度予算案発表

## (1)精神障害者の地域移行・地域定着支援の推進 6.4億円(5.7億円)

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、住まいの確保支援を含めた精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。このため、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院、その他医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築し、地域の課題を共有した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を行うとともに、新たに、精神保健福祉士等を精神科病院等に配置し、一般住宅での継続的な地域生活を実現するためのモデル事業等を実施する。



## (2)精神科救急医療体制の整備 17億円(17億円)

精神疾患のある救急患者や、精神疾患と身体疾患を併発している救急患者が、地域で適切に救急医療を受けられるよう、関係機関（警察、消防、一般救急等）との連携を図りながら、引き続き体制を整備する。また、依存症患者が救急医療を受けた後に適切な専門医療や支援等を継続して受けられるよう、依存症専門医療機関等と精神科救急医療施設等との連携体制を構築する。

## 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援の強化 37億円(34億円)

精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者についてハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害特性に対応した就労支援を推進する。特に、精神障害者に対する就労支援を推進するため、就労パスポートの普及促進を図るとともに、精神科医療機関とハローワークとの連携による支援等を行う。精神・発達障害者しごとサポーターにより、職場における精神障害者・発達障害者を支援する環境づくりを推進する。



精神障害者等の受入体制を整備するため、職業能力開発校において精神保健福祉士等を配置するとともに、精神障害者等の受入れに係るノウハウの普及・対応力強化に取り組む。

## ❖厚生労働省が審査結果公表 優生手術の一時金支給、47人認定❖

旧優生保護法（1948-96年）下で優生手術を受けた人に対する一時金支給について、厚生労働省は12月23日、医療関係者などの委員で構成する一時金認定審査会（第7回）の審査結果を公表した。審査した62人のうち47人を認定、8人を保留、7人を否認とした。

厚労省によると、認定された47名の性別では男性14名、女性33名。年代別では50歳代2人、60歳代12人、70歳代13人、80歳代14人、90歳代6人。今年4月に救済法が成立してから10月末までの半年間で、一時金320万円の支給認定を受けた被害者は計264人（厚生労働省のまとめ）。本年度予算では3,400人分の支給経費を計上したが、想定約8%と大きく下回っている。優生手術の被害者数が約2万5,000人にのぼるのに対し、厚生労働省の調査で個人が特定できる記録の件数は約4,600件であった。



国は被害者に個別通知をしないため、救済制度が始まったことや自身が被害を受けた事実すら知らず、多くの被害者が放置されている現状に強い憤りを禁じ得ません。

（文責：事務局/堀場）